

OCNプレミアムサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1条～第22条（略）

別紙1（略）

料金表（略）

第1条～第22条（略）

（債権の譲渡）

第23条 契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの利用料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

附則（令和5年6月16日 レバN第009600000752-01号）

（実施期日）

この改定規定は、令和5年7月1日から実施します。

別紙1（略）

料金表（略）